

スイス
意匠規則
(232. 121 DesV)
2017年1月1日版

目次

- 第1章 総則
 - 第1条 管轄権
 - 第2条 期限
 - 第3条 使用言語
 - 第4条 1の意匠の複数の出願人又は所有者
 - 第5条 代理権
 - 第6条 署名
 - 第6a条 証拠
 - 第7条 電子通信

- 第2章 出願及び登録
 - 第1節 登録手続
 - 第8条 出願
 - 第9条 登録請求
 - 第10条 意匠の表示及び複合出願の大きさの要件
 - 第11条 優先権宣言書及び優先権証明書
 - 第12条 優先権主張の失効
 - 第13条 スイスにおける最初の出願に係る優先権証明書
 - 第14条 郵便物の提出日
 - 第15条 方式審査
 - 第16条 実体審査
 - 第17条 登録手数料
 - 第18条 登録及び公告
 - 第19条 公告の延期期間後の公告

 - 第2節 保護期間の延長
 - 第20条 保護期間の満了についての通知
 - 第21条 手続
 - 第21a条 延長手数料の返還

- 第3章 ファイル及び登録簿
 - 第1節 ファイル

- 第 22 条 内容
- 第 23 条 ファイルの閲覧
- 第 24 条 ファイルの保管

第 2 節 登録簿

- 第 25 条 登録簿の内容
- 第 26 条 登録簿の閲覧及び抄本

第 3 節 意匠登録の変更

- 第 27 条 移転
- 第 28 条 ライセンス
- 第 29 条 登録簿におけるその他の変更
- 第 30 条 第三者の権利の抹消
- 第 31 条 訂正

第 4 節 意匠の抹消

- 第 34 条

第 4 章 IGE の公告

- 第 35 条 公告の対象
- 第 36 条 公告媒体

第 5 章 税関の援助

- 第 37 条 適用範囲
- 第 38 条 援助の請求
- 第 39 条 物品の差押
- 第 39a 条 見本又は試料
- 第 39b 条 製造及び営業秘密の保護
- 第 39c 条 物品を廃棄する場合の証拠の保全
- 第 40 条 手数料

第 6 章 最終規定

- 第 41 条 旧法の廃止
- 第 42 条 旧法の改正
- 第 43 条 進行している期限に関する経過規定
- 第 44 条 施行

第1章 総則

第1条 管轄権

(1) 意匠法及び本規則に由来する行政的業務の遂行は、スイス知的所有権庁(IGE)が扱う事項である。

(2) 意匠法第46条から第49条まで及び本規則第37条から第40条までの施行は、スイス税関が扱う事項である。

第2条 期限

期限の期間が月又は年で計算される場合は、当該期間は、最終月の、当該期間の開始日と同一の数字を有する応答日に終了する。応答日が存在しない場合は、当該期限は、最終月の末日に終了する。

第3条 使用言語

(1) IGE への提出書類は、スイスの公用語のうちの何れかにおいて作成しなければならない。

(1-2) 出願の際に出願当事者によって選択された公用語が、手続の言語である。

(2) IGE は、公用語において作成されていない証拠書類の翻訳文又はその有効性の証明書を求めることができる。翻訳文又は証明書が、請求されたにも拘らず提出されない場合は、当該書類は考慮されない。

第4条 1の意匠の複数の出願人又は所有者

(1) 複数人が1の意匠の出願人又は1の意匠に対する権利の所有者(以下「意匠権者」という)である場合は、これらの者は、そのうちの1人を全員について効力を有するIGEからの通知を受領するために指定し又は共通の代理人を任命しなければならない。

(2) 複数人が前者又は後者の何れかを行うまでは、IGEが(1)の意味における通知の受領者として1人を選択する。その他の者のうちの1人が異議を唱えた場合は、IGEは、すべての関係当事者が(1)により協議することを求める。

第5条 代理権

(1) 出願人又は意匠権者がIGEに対する代理人を有している場合は、IGEは、委任状を求めることができる。

(2) 出願人又は意匠権者によって、意匠法又は本規則に規定するすべての宣言書を自己の名義でIGEに提出し、IGEのすべての通知を受領する権限を与えられた者は、第25条により代理人として登録簿に記入される。IGEが代理権に対する制限について通知されていない場合は、代理権は包括的とみなされる。

第6条 署名

(1) 提出書類には、署名しなければならない。

(2) 提出書類に法的に有効な署名が存在しない場合において、同一の内容を有する署名された提出書類がIGEの請求により1月後までに提出されたときは、当初の提出日が承認される。

(3) 登録の願書には、署名を必要としない。IGEは、署名が必要でない更なる書類を定めるこ

とができる。

第6a条 証拠

(1) IGE は、提出書類の有効性について正当な疑義を有する場合は、提出書類に関する証拠の提出を求めることができる。

(2) IGE は、疑義の理由を通知し、陳述を行うための機会を与え、証拠の提出のための期限を定める。

第7条 電子通信

(1) IGE は、電子通信を許可することができる。

(2) IGE は、技術的詳細を定め、適切な方法により公表する。

第2章 出願及び登録

第1節 登録手続

第8条 出願

- (1) 出願には、公的様式又はIGEによって承認された私的様式を使用しなければならない。
- (2) その他の点において有効な様式による出願がすべての請求された情報を含む場合は、IGEは、上記様式での提出を免除することができる。

第9条 登録請求

- (1) 登録請求には、次の事項を含める。
 - (a) 意匠登録の願書
 - (b) 出願人の姓名又は企業名及び住所
 - (c) 出願に含まれる意匠の数
 - (d) 出願された各意匠の連続番号
 - (e) 出願された各意匠の少なくとも1の表示
 - (f) 意匠が使用される予定の製品に関する情報
 - (g) 意匠を作成した者の姓名及び居所
- (2) 登録請求は、適切な場合は、次の事項によって補完しなければならない。
 - (a-1) 出願人のスイスにおける通知先住所
 - (a-2) 複数の出願人が存在する場合は、第4条(1)による通知の受領者の指定及び適切な場合は、その通知先住所
 - (a-3) 代理人の名称及び住所並びに該当する場合は、そのスイスにおける通知先住所
 - (b) 意匠法第23条による優先権宣言書
 - (c) 意匠法第26条(1)による公告の延期の申請
 - (d) 意匠法第19条(4)による100語までの長さの意匠の説明。このテキストは、機械読取可能でなければならない。
- (3) 2次元の意匠(模様)について、意匠法第26条による公告の延期の申請が行われる場合は、表示の代わりに意匠の写しを提出することができる(意匠法第19条(3))。
- (4) 表示は、登録請求を受領してから5就業日後に公告される。ただし、この時までには公告の延期の請求がIGEにおいて受領されていない場合に限る。

第10条 意匠の表示及び複合出願の大きさの要件

- (1) 意匠の表示は、複製に適したものでなければならない。
- (2) 複合出願は、出願意匠数に拘らず、重量が5kgを超えてはならず、何れの辺の大きさも30cmを超えてはならない。

第11条 優先権宣言書及び優先権証明書

- (1) 知的所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約による優先権宣言書(以下「優先権宣言書」という)には、次の情報を含める。
 - (a) 最初の出願日

- (b) 最初の出願が行われた国
- (c) 最初の出願が行われた対象国
- (2) 優先権宣言書は、複数の最初の出願に言及することができる。
- (3) 優先権の証拠は、最初の出願に関する管轄当局の証明書及び意匠の出願又は登録番号に関する情報から構成される。これは英語で提出することができる。

第 12 条 優先権主張の失効

次の場合は、優先権主張は失効する。

- (a) 優先権宣言書が意匠の出願の時点で提出されない場合
- (b) 優先権証明書が IGE が定めた期限内に提出されない場合

第 13 条 スイスにおける最初の出願に係る優先権証明書

IGE は、請求に応じて、スイスにおける最初の出願に係る優先権証明書を発行する。

第 14 条 郵便物の提出日

郵便物の提出日は、スイス郵便によって送付された郵便物が IGE に引き渡された時点とみなされる。

第 15 条 方式審査

- (1) 登録請求が意匠法第 19 条(1)及び第 20 条並びに本規則第 9 条及び第 10 条の方式要件を満たさない場合は、IGE は、出願人が登録請求を完了し又は改善するための期限を定める。
- (2) 出願人が期限内に瑕疵を是正しない場合は、IGE は、登録請求の全部又は一部を拒絶する。

第 16 条 実体審査

- (1) 意匠法第 4 条(a), (d)又は(e)による拒絶理由が存在する場合は、IGE は、出願人が瑕疵を是正するための期限を定める。
- (2) 出願人が期限内に瑕疵を是正しない場合は、IGE は、登録請求の全部又は一部を拒絶する。例外的な場合は、IGE は、更なる期限を定めることができる。

第 17 条 登録手数料

- (1) 登録手数料は、IGE が定めた期限内に納付しなければならない(意匠法第 19 条(2))。
- (2) 登録手数料は、次のものから構成される。
 - (a) 基本手数料
 - (b) 該当する場合は、公告手数料
- (4) 登録が延期期間の満了前に公告される場合は、公告手数料は、公告前に納付しなければならない。

第 18 条 登録及び公告

- (1) 却下又は拒絶の理由が存在しない場合は、IGE は、意匠を登録簿に記入し、公告の延期が請求された場合を除き、当該記入を公告する。

(2) IGE は、登録を意匠権者に通知する。

第 19 条 公告の延期期間後の公告

(1) IGE は、登録簿に記入された意匠権者又はその代理人に対し、公告手数料を納付しなければならないことを公告の延期期間の満了前に通知することができる。

(2) 2 次元の意匠(模様)について、意匠法第 26 条による公告が延期され、表示の代わりに意匠の写しが提出された場合は、IGE は、登録簿に記入された意匠権者又はその代理人に対し、意匠の少なくとも 1 の表示を提出するよう延期期間の満了前に通知することができる。

(3) 複合出願(意匠法第 20 条)については、請求に応じて、個々の意匠のみに関する場合を含め、公告の延期期間の満了後に保護を継続することができる。

(4) 公告手数料が延期期間の末日までに納付されない場合又は所要の表示が遅くとも延期期間の満了の 2 月前に提出されない場合は、IGE は登録を取り消す。

第 2 節 保護期間の延長

第 20 条 保護期間の満了についての通知

IGE は、登録簿に記入された意匠権者又はその代理人に対し、満了日及び延長の可能性について保護期間の満了前に通知することができる。IGE は、通知を外国に送付することもできる。

第 21 条 手続

(1) 延長の請求は、保護期間の満了直前の 12 月以内に IGE に提出しなければならない。ただし、遅くともこの期間の満了後 6 月以内とする。

(2) 複合出願(意匠法第 20 条)については、保護の延長は、個々の意匠に限定することができる。この場合は、延長請求の対象たる意匠を正確に記載しなければならない。

(3) 延長手数料は、(1)による期間内に納付しなければならない。手数料が保護期間の満了後に納付される場合は、追加料金を課さなければならない。

(4) 延長は、前保護期間の満了時に効力を生じる。

(5) IGE は、保護期間の延長を意匠権者に通知する。

第 21a 条 延長手数料の返還

延長の請求が行われたが、これが保護期間の延長に至らない場合は、延長手数料は返還される。

第3章 ファイル及び登録簿

第1節 ファイル

第22条 内容

- (1) IGE は、登録手続の経過及びすべての登録簿の記入事項が登録されるファイルを保管する。
- (2) 製造若しくは営業秘密を開示する証拠書類又は出願人が保護に値する利益を有するその他の情報を含む証拠書類は、請求に応じて分離される。分離はファイルに記載される。

第23条 ファイルの閲覧

- (1) 意匠が登録簿に記入される前及び公告の延期期間中は、次の者は、ファイルを閲覧することができる。
 - (a) 出願人及びその代理人
 - (b) 出願人により、提出された意匠に対する権利を侵害していると告発され又はこの種類の侵害について警告されていることを立証する者
 - (c) 出願人又はその代理人の明示の同意を得たその他の者
- (2) (1)にいう者は、取り下げられ又は IGE によって拒絶若しくは却下された登録請求のファイルを閲覧することもできる。
- (3) 意匠が登録簿に記入された後は、何人も、公告の延期の留保に従うことを条件として、ファイルを閲覧することができる。
- (4) IGE は、第22条(2)により分離された証拠書類の閲覧について、意匠権者に聴聞を行った後に決定する。
- (5) 請求に応じて、IGE は、写しを発行することによってファイルを閲覧する機会を与える。

第24条 ファイルの保管

- (1) IGE は、全部抹消された登録簿の記入事項のファイルを、原本又は写しをもって抹消後5年間保管する。
- (2) IGE は、取下若しくは拒絶され又は IGE によって受理されなかった登録請求のファイルを、原本又は写しをもって取下、拒絶又は不受理の後5年間保管する。
- (4) IGE は、保管期間が満了した際に、提出された意匠の写しを、請求に応じて、意匠権者に返却する。当該請求は、保管期間の満了前に行わなければならない。

第2節 登録簿

第25条 登録簿の内容

- (1) 意匠の登録簿への記入には、次の事項を含める。
 - (a) 出願番号
 - (b) 出願日
 - (c) 意匠権者の姓名又は企業名及び住所
 - (d) 代理人の名称及び住所

- (e) 意匠を作成した者の名称及び居所
- (f) 意匠が組み込まれる予定の製品に関する情報
- (g) 出願された各意匠の連続番号
- (h) 意匠の複製
- (i) 登録日
- (j) 公告日
- (2) 当該記入は、該当する場合は、次の事項で補完される。
 - (a) 意匠法第 22 条及び第 23 条による優先権主張に関する情報
 - (b) 公告が延期された旨の情報
 - (c) 意匠の説明
- (3) 更に、次の事項を登録簿に記入する。
 - (a) 保護期間の延長及び延長が効力を生じる日に関する情報
 - (b) 登録簿の記入事項の全部又は一部の抹消及び抹消の理由に関する情報
 - (c) 意匠に対する権利の全部又は一部の移転
 - (d) ライセンス又はサブライセンスの許諾及びライセンスが許諾される者(以下「ライセンシー」という)の姓名又は企業名及び住所に関する情報及び該当する場合は、排他的ライセンス又はライセンスの一部の何れの場合であるかに関する情報
 - (e) 意匠の用益権及び意匠の質権設定
 - (f) 裁判所及び抵当権執行当局によって課せられた処分に対する制限
 - (g) 記入された情報に影響を及ぼす変更
- (4) IGE は、公益性のある更なる情報を記入することができる。

第 26 条 登録簿の閲覧及び抄本

- (1) 登録簿は、公告が延期された記入事項を除き、何人もこれを閲覧することができる。
- (2) IGE は、登録簿の抄本を発行する。

第 3 節 意匠登録の変更

第 27 条 移転

- (1) 移転の記入の請求は、現在の意匠権者又は意匠に対する権利を取得する者(以下「譲受人」という)が行わなければならない。
- (2) 当該請求には、次の事項を含める。
 - (a) 現在の意匠権者の明示の宣言又はその他の十分な書類であって、それによって意匠に対する権利の全部又は一部が譲受人に移転されたもの
 - (b) 譲受人の姓名又は企業名及び住所並びに該当する場合は、そのスイスにおける通知先住所

第 28 条 ライセンス

- (1) ライセンスの記入の請求は、意匠権者又はライセンシーが行わなければならない。
- (2) 当該請求には、次の事項を含める。
 - (a) 意匠権者の明示の宣言又はその他の十分な書類であって、それによって意匠権者がライ

センシーに意匠の使用権を付与するもの

(b) ライセンシーの姓名又は企業名及び住所

(c) 該当する場合は、ライセンスを排他的ライセンスとして記入する旨の要望

(d) 部分的ライセンスの場合は、ライセンス許諾された権利に関する情報

(3) サブライセンスの記入については、(1)及び(2)が準用される。更に、ライセンシーがサブライセンスを許諾することができることを立証しなければならない。

(4) 排他的ライセンスが登録簿に登録されている限り、同一の意匠について排他的ライセンスに適合しない更なるライセンスは記入されない。

第 29 条 登録簿におけるその他の変更

IGE は、意匠権者の相応する宣言又はその他の十分な書類に基づいて、次の事項を記入する。

(a) 意匠に対する権利の用益権及び意匠に対する権利の質権設定

(b) 裁判所及び抵当権執行当局によって課せられた処分に対する制限

(c) 記入された情報に影響を及ぼす変更

第 30 条 第三者の権利の抹消

権利の所有者からの明示の放棄宣言又はその他の十分な書類が提出された場合は、IGE は、請求に応じて、第三者に対して記入された権利を抹消する。

第 31 条 訂正

(1) 誤謬のある記入事項は、意匠権者の請求に応じて直ちに訂正される。

(2) 誤謬が IGE の錯誤による場合は、訂正は庁により行われる。

第 4 節 意匠の抹消

第 34 条

(1) 公告が延期されたが、表示が提出されなかった場合は、IGE は、自ら意匠を抹消する(意匠法第 19 条(3))。

(2) IGE は、意匠権者に対し、当該抹消について通知する。

(3) 意匠の抹消は、手数料の納付を要しない。

第4章 IGE の公告

第35条 公告の対象

IGE は、公告の延期の留保に従うことを条件として、次の事項を公告する。

- (a) 意匠の記入及び第25条(1)(a)から(h)まで及び(2)による情報
- (b) その公告が便宜と思われる限りにおいて、第25条(3)及び(4)による情報

第36条 公告媒体

- (1) IGE は、公告媒体について決定する。
- (2) 請求に応じて、かつ費用の補償をもって、IGE は、電子的形態のみで公告された情報の紙面複写を発行する。

第5章 税関の援助

第37条 適用範囲

スイス税関の援助は、不法に製造された物品の税関地域への輸入又は税関地域からの輸出に適用される。

第38条 援助の請求

(1) 意匠権者又は請求を提起することができるライセンシー(以下「請求者」という)は、スイス税関理事会による援助の請求を行わなければならない。

(1-2) スイス税関理事会は、当該請求について、完全な書類を受領してから遅くとも40日後に決定する。

(2) 当該請求は、より短い有効期間が請求されない限り、2年間有効である。当該期間は更新することができる。

第39条 物品の差押

(1) 税関事務所が物品を差押を行う場合は、税関事務所は、手数料と引き換えに自ら物品を保管するか又は請求者の費用負担にて物品を第三者に委託する。

(2) 税関事務所は、請求者に対し、差し押えられた物品の申告人、保有者又は所有者の名称及び住所、正確な説明、数量並びにスイス又は外国における荷送人について通知する。

(3) 意匠法第48条(2)又は(3)による期限の満了前に、請求者が予備措置を講じることができないことが既に確定している場合は、物品は直ちに解放される。

第39a条 見本又は試料

(1) 請求者は、検査のための見本又は試料の引渡し若しくは送付又は物品の検査を申請することができる。見本又は試料の代わりに、税関は、そうすることが請求者による検査を可能にする場合は、請求者に差し押えられた物品の写真を引き渡すこともできる。

(2) 当該請求は、スイス税関理事会による介入の請求とともに又は物品の差押中に当該物品を留置している税関事務所で直接、行うことができる。

第39b条 製造及び営業秘密の保護

(1) 税関は、物品の申告人、保有者又は所有者に対し、試料又は見本の採取の拒絶を求める正当な請求をすることが可能である旨を示す。税関は、当該請求を行うための適切な期限を定める。

(2) 請求者が差し押えられた物品を検査することを税関が許可する場合は、税関は、日程を調整する際に請求者及び申告人、保有者又は所有者の利益を十分に考慮する。

第39c条 物品を廃棄する場合の証拠の保全

(1) 税関は、採取された試料又は見本を、意匠法第48条(1)による申告人、保有者又は所有者への通知から1年間保存する。この期限の満了後に、税関は、申告人、保有者又は所有者が試料若しくは見本を取得し又は更なる保存のための費用を納付することを求める。申告人、保有者又は所有者が応じる意思がないか又は30日以内に応答しない場合は、税関は、試料又

は見本を廃棄する。

(2) 税関は、試料又は見本を採取する代わりに、そうすることが証拠保全の目的を果たす限りにおいて、廃棄される物品の写真を撮ることができる。

第 40 条 手数料

税関の援助に係る手数料については、税関の手数料に関する 2007 年 4 月 4 日の法令が適用される。

第6章 最終規定

第41条 旧法の廃止

工業意匠に関する1900年7月27日の規則は廃止される。

第42条 旧法の改正

旧法の改正については、付属書が適用される。

第43条 進行している期限に関する経過規定

IGEが定めた期限であって、本規則が施行される日に進行しているものは、変更されることはない。

第44条 施行

本規則は2002年7月1日から施行される。